籌邊或問

863
16

国立国会図書館　タイトル『籌辺或問』 請求記号 863-16

ガラス使用

国立国会図書館　　タイトル『籌辺或問』　請求記号 863-16

ガラス使用

863
16

中川漠邨述

籌邊或問

国立国会図書館　タイトル『籌辺或問』 請求記号 863-16

ガラス使用

863-16

籌辺或問

国立国会図書館　タイトル『籌辺或問』　請求記号 863-16

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『籌辺或問』　請求記号 863-16
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『籌辺或問』　請求記号 863-16　　ガラス使用

台廟の神事は所務に天下にあるとは
古来の世も一りも左手とせば天下常にあるとは異
なれどもの世事に古人の先於天下之憂而
憂後於天下之樂而樂是人物の心所古来の
称する所也 若し此他事 禁廷と慨ゆ 雲辰襟新と
故ゆ俗のを八幅にて其紹介し語に寝ても寝ても
忘るゝ事なしと云ふ 此なるを上 神の瑠璃気に
外国事へ 此事なしは 其事か一天にて 其事とて 所を
陰の難きを詳しまた 今日の事 其宜を失ひ
神の祀の事を 礙せば 武家の所に罪を遊るへ
かしらせ

或曰 是下唯既往を咎めて 今日の筆なしのうち
折拂ゆへるか 二の易を降さん 此の二ケ条已此二条
の仍失 利害をよのん
答曰 此二ケ条一りも 時の所に先人折拂也し 戦也
とこれは 武士の折拂 前なのにしん 武士なるに心
底に必然のるに知ねば 口を完付に 皆折拂に
つしといふ 如此を懼るに 一に未練 此の事は
いつかくも 折拂ふんとこれは志めし 必然し 見威退
実者とかんて云ふ事あらず 因会 武士のすきみと
中の事にて廃地の筆にあらず 是にて見るなれば事

國帝に戰場をつし大和をや世率をや外國と舟を
無ふ三ツへ打合ひつき合ひせし君は一人半率もあり
さるに史戰は大和にある老帝は家門と妙を誰人
傷教の覺はあらずし天子の祇にすぐる北野昌
守を侍つけて攻むべしとは下方のしは傷
教の老將なのに彼西洋は今こそ利しに戰
祇をこく且軍艦早舟大炮の云ふ通し万律
君之產物あるものはさけて地の利を窺き志
港口を無又江戸近海を祇婦すへし又一二艘
下田遠く打從し又度々近くしは招牟の

江戸大祇と成て猜疑は暫く諸侯人
教出し我下江戸に地を集り自船にとめる上
兵粮あるべし太平虛侍なのは倉にあれ其
みたる焔妨したるを大炮あれと打手練を彼
西洋炮術は軍帝の神器たるを飽迄知れば
万人は万人千人は千人上下皆炮之近年英夷
清朝と戰ひしに此十四五丁の間に勝敗別無
猜疑は無稀之清朝の林則除勇決に無し兵隊
を完きしか英夷等千隊に出る者は無し
と無也又下の務部と成しか大臣と異日我出來

国立国会図書館　タイトル『籌辺或問』 請求記号 863-16　　ガラス使用

代二艘舟本代十艘其栄氏十艘高や一艘あり
又京都堺に伴談を一艘京に角寄本や四隣
佐貝や某名一艘都合九艘は年々船と唱へ海
船に通商せり慶長十四年九月薩摩を守る希命
し五万石以上の兵船毀廃せらる或は[illegible]
口向く大船を[illegible]を[illegible]一度に来る也
とはふ[illegible]しのつとに慶長十六年和蘭の怒丹せん
スカ[illegible]しに書を[illegible]しより邪教の事を
厚ひら禁寛永十二年九九艘通商を[illegible]
禁しことより日本国会と成り外国のるまは通
司より日本風説書を出して和国のるまを

ふ[illegible]日体に答ふ[illegible]いはん我日本和国と互
市通ニ因庵土和蘭に限り二十年を禁すなり
今に或る年に[illegible]祖宗の[illegible]禁たる[illegible]有
無相通すれば天地の大[illegible]天地の[illegible]天地の
道に違ふ是又日本の好む所にあらず[illegible]
祖宗の[illegible]つけ[illegible]我商船と蘭
人の[illegible]咬嚼吧の商館[illegible]年に[illegible]通商
互市すべし交易し貨[illegible]我[illegible]
不[illegible]ぐべし然ハアメリカ然ハ仏蘭と分[illegible]
和蘭に任ずべし此[illegible]上に来る[illegible]我日本
沿海礁石多く大船を泊する地に[illegible]

出すべしといふ何同然に勝やぶらん事存も海
等ゆゑ以来作船を借し水主船頭ハ勢ひ不
乞人を雑へ雇ひ三ヵカタラニ向ふべし妖教の
禁制にいしもあるべし日本人大法を示し外国
をもよく知る毋艦の法を知へ砲術の事を熟
し田舎風と一変雷気を海外に振ふべし
体にハ橋を引かずとこれ居ずるみに外国人
を悪く仕様体なりをときしめるに本も居ずるみ
本邦ハ此気を吾れたる我ニ於て仕金英気と
示すべし所妻子中邦ニ於る一日却て友人係
某等皇国論といふ一篇を示す何人の筆か
[illegible]

甚要なる命渠曰我国禁外国接済弐年
於茲雖然名国通有無天地之天を不可違
矣今殷格別に深く慮差我商船向咬嚼吧
汝商館発取可以互市然交易之貨更無
外国轉賣任汝所分云云所以篇の借一夜
通吟此策如出世ノ時宜ニ叶ヒ一世を掩ふ雷
気絹上に溢る社大此事と通暢し好詳
信に何の程のとゆせしか何く頓然なし言語
川をまゝ忘年会し猶ら大閣の単騎にも
上程代に通ひ仕れし此事ハ仕けに雷気

863
16

6602

人と吾にくらや 若干一角戦として勇士
らしくいつど居すらみ放し英気なし大日に
策仕を良策とすべし 妊教に懲る居すく
みな放り 皇国の害と待つは国邦の災をおそ
此策に例し 回舎翁の見なるに終へ所を
吾子深くつゝみ人に語るなかれ

国立国会図書館　タイトル『籌辺或問』　請求記号 863-16

ガラス使用

863
16

国立国会図書館　タイトル『籌辺或問』 請求記号 863-16

ガラス使用

国立国会図書館　　タイトル『籌辺或問』　請求記号 863-16

ガラス使用